調査に関する事前評価済(H3O)

令和元年度 公共事業事前評価調書(簡易型)

1. 事業説明シート (区分) (国神・・ 県単

(1) 事業の概要

①課題・背景

本ため池は北柱市北西部に位置し、水田の用水確保のために重要な農業施設として位置づけられている。一方、本ため池は築造から78年以上が経過しており、ため池堤体の機能診断の結果、堤体が地震時に必要な所定の安全率を満足しておらず、また堤体の沈下も確認された。堤体下流域には集落や県道が近く、ため池堤体が決壊した場合、甚大な被害のおそれがあるともに、用水の安定的な供給に支障を来すため、早期に耐震化対策を実施し、住環境の安全を図るとともに、農業生産の維持及び農業経営の安定化を図るものである。

②整備目標•効果

- □主要目標 ○洪水被害危険度の軽減
 - ・ため池決壊の構造的危険度 70点≥67点 ※
 - ・ため池決壊に伴う下流域への影響度 39点≥9点 ※
- □副次月標 ○農業用排水能力の向上
 - 施設老朽度(使用年数78年)÷(耐用年数40年)=1.95≥1.00%
 (※評価基準値)
 - ・用排水能力の向上(計画排水能力1.69m3/s)÷(現況排水能力1.08m3/s)=1.56≥1.0※(※評価基準値)
- □副次効果 ○農地の保全
 - ○既存施設の崩壊危険性の排除

(2)整備内容

①整備内容 堤体工 N=1箇所

②**着手年度** 令和2年度 **③完成見込年度** 令和5年度

④総事業費 約300百万円

(国費165百万円(5.5/10) 県費102.0百万円(3.4/10) 市費33.0百万円(1.1/10))

⑤年度別の整備内容

(事業費)

令和2年度測量・地質調査・設計20 百万円令和3年度堤体工100 百万円令和4年度堤体工100 百万円令和5年度付帯工80 百万円

※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

⑥既整備内容·期間·事業費

(3) 事業の妥当性評価

①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)

妥当 妥当でない

・本地区の整備は食料・農業・農村基本法に位置づけられている、農業の持続的発展、食料の安定供給、多面的機能の発揮に資するものであり、行政が行うべきである。

②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)

・土地改良法施行令第50条第1項1の3により県が事業主体となって行うべきものである。

③経済妥当性 ○ ○ ○									
	総事	業費	300	百万円	工期		R2 ~ R4	基準年	R元
	経済効率は	費用		247	百万円	便益		342	百万円
			事業費用	222	百万円		災害防止効果	344	百万円
			その他費用	25	百万円		維持管理費節減効果	-2	百万円
	性		B/C	1.4					

費用便益比(B/C)は、1.0を超えており、経済効率性は確保されている。

④事業実施・規模の妥当性

・災害に強い施設に改善する上で必要な整備量としている。

⑤整備手法の有効性

0

・受益面積規模、事業対象工種から、土地改良施設耐震対策事業で対応することが妥当である。

⑥環境負荷等への配慮

0

ため池は親水施設でもあるこから周辺景観との調和に配慮する。

⑦事業計画の熟度

0

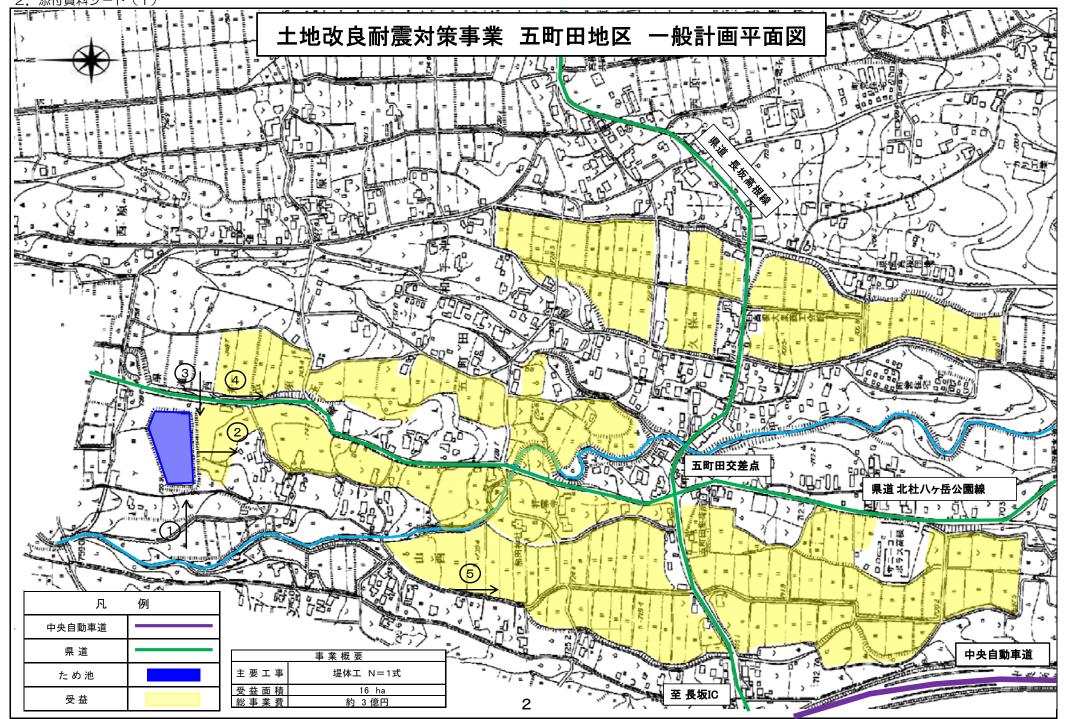
・早期着工の要望有り

総合評価

【 [貢献度ランク:a]

(4) 事業位置図等





2. 添付資料シート(2)

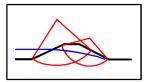


① 五町田ため池の全景。



② 堤体下流には人家があり、大型地震の際には甚大な被害のおそれがある。

ため池堤体の 安定性を解析





③ 堤体の安全性が低く崩壊が 危ぶまれている。



④ ため池直下には県道があり交通量も多い。



⑤ため池下流の受益農地の状況。